

令和 年 月 日

「地域密着型通所介護及び介護予防通所介護」利用契約書

株式会社 SKY
デイサービスセンター あいあい 川津

◇◆目 次◆◇

第1章 総則

- 第1条 (契約の目的)
- 第2条 (契約期間)
- 第3条 (地域密着型通所介護・予防計画の決定・変更)
- 第4条 (介護保険給付対象サービス)
- 第5条 (介護保険給付対象外のサービス)

第2章 サービスの利用と料金の支払い

- 第6条 (サービス利用料金の支払い)
- 第7条 (利用の中止、変更、追加)
- 第8条 (利用料金の変更)

第3章 事業者の義務

- 第9条 (事業者及びサービス従事者の義務)
- 第10条 (守秘義務等)

第4章 契約者の義務

- 第11条(契約者の施設利用上の注意義務等)

第5章 損害賠償 (事業者の義務違反)

- 第12条 (損害賠償責任)
- 第13条 (損害賠償がなされない場合)
- 第14条 (事業者の責任によらない事由によるサービスの実施不能)

第6章 契約の終了

- 第15条 (契約の終了事由、契約終了に伴う援助)
- 第16条 (契約者からの中途解約)
- 第17条 (契約者からの契約解除)
- 第18条 (事業者からの契約解除)
- 第19条 (精算)

第7章 その他

- 第20条 (苦情処理)
- 第21条 (協議事項)
- 第22条 (介護予防・日常生活支援総合事業実施の際の読み替え)
- 第23条 (裁判管轄)

様（以下「契約者」という。）と株式会社 SKY（以下「事業者」という。）は、契約者がデイサービスセンター あいあい川津において、事業者から提供される地域密着型通所介護・介護予防通所介護サービスを受け、それに対する利用料金を支払うことについて、次のとおり契約（以下「本契約」という。）を締結します。

第1章 総則

第1条（契約の目的）

- 1 事業者は、介護保険法令の趣旨に従い、契約者がその有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的として、契約者に対し、第4条及び第5条に定める地域密着型通所介護・介護予防通所介護サービスを提供します。
- 2 事業者が契約者に対して実施する地域密着型通所介護・介護予防通所介護サービスの内容、利用日、利用時間、費用等の事項（以下「地域密着型通所介護・介護予防通所介護計画」という。）は、別紙『重要事項説明書』に定めるとおりとします。

第2条（契約期間）

本契約の有効期間は、契約締結の日から契約者の要介護・要支援認定の有効期間満了日までとします。

但し、契約期間満了の2日前までに契約者から文書による契約終了の申し入れがない場合には、本契約は更に同じ条件で更新されるものとし、以後も同様とします。

第3条（地域密着型通所介護・介護予防通所介護計画の決定・変更）

- 1 事業者は、契約者に係る居宅サービス計画（ケアプラン）が作成されている場合には、それに沿って契約者の地域密着型通所介護・介護予防通所介護計画を作成するものとします。
- 2 事業者は、契約者に対して、居宅介護支援事業者を紹介する等居宅サービス計画作成のために必要な支援を行うものとします。
- 3 事業者は、地域密着型通所介護・介護予防通所介護計画について、契約者及びその家族等に対して説明し、同意を得た上で決定するものとします。
- 4 事業者は、契約者に係る居宅サービス計画が変更された場合、もしくは契約者及びその家族等の要請に応じて、地域密着型通所・介護予防通所介護計画について変更の必要があるかどうかを調査し、その結果、地域密着型通所・介護予防通所介護計画の変更の必要があると認められた場合には、契約者及びその家族等と協議して、地域密着型通所・介護予防通所介護計画を変更するものとします。
- 5 事業者は、地域密着型通所・介護予防通所介護計画を変更した場合には、契約者に対して書面を交付し、その内容を確認するものとします。

第4条（介護保険給付対象サービス）

- 1 排泄ご契約者の排せつの介助を行います。
- 2 個別機能訓練（作業療法士等により、適宜実施しています。）
個別機能訓練サービスは、専従の機能訓練指導員により個別のリハビリを主とし、ご契約者の心身等の状況に応じて、生活機能の維持・向上を図り、住み慣れた地域で居宅において可能な限り自立して暮らし続けることを達成するため、個別機能訓練計画を作成し、訓練を実施します。（地域密着型通所介護）
- 3 サービス提供体制強化加算・通所型独自サービス提供体制強化加算
職員の介護福祉士の有資格者の割合や勤続年数から、質の高いサービスを提供する体制にある事業所を評価する加算です。
- 4 介護職員等処遇改善加算Ⅱ
介護職員等処遇改善加算は、介護サービスに従事する介護職員の確保・定着につなげていくため、賃金改善に充てる目的に創設されたもので、従来の処遇改善加算、特定処遇改善加算、ベースアップ加算を一本化して、料率を変更したものです。

第5条（介護保険給付対象外のサービス）

- 1 事業者は契約者との合意に基づき、介護保険給付の支給限度額を超える地域密着型通所介護・介護予防通所介護サービスを提供するものとします。
- 2 事業者は、介護保険給付対象外のサービスとして提供するものとします。
- 3 前2項のサービスについて、その利用料金は契約者が負担するものとします。
- 4 事業者は第1項及び第2項に定める各種のサービスの提供について、必要に応じて契約者の家族等に対してもわかりやすく説明するものとします。

第2章 サービスの利用と料金の支払い

第6条（サービス利用料金の支払い）

- 1 契約者は要介護度に応じて第4条に定めるサービスを受け、重要事項説明書に定める所定の料金体系に基づいたサービス利用料金から介護保険給付額を差し引いた差額分（負担割合証に応じて）を事業者に支払うものとします。
但し、契約者がいまだ要介護認定を受けていない場合及び居宅サービス計画が作成されていない場合には、サービス利用料金をいったん支払うものとします。（要介護認定後又は居宅サービス計画作成後、自己負担分を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。）
- 2 第5条に定めるサービスについては、契約者は、重要事項説明書に定める所定の料金体系に基づいたサービス利用料金を事業者に支払うものとします。

- 3 前項の他、契約者はおむつ代等契約者の日常生活上必要となる諸費用実費を事業者に支払うものとします。
- 4 契約者は、前3項に定めるサービス利用料金を来所後、又はサービスの利用終了時に、支払うものとします。

第7条（利用日の中止・変更・追加）

- 1 契約者は、利用期日前において、地域密着型通所介護・介護予防通所介護サービスの利用を中止又は変更することができます。この場合には、契約者はサービス実施日の前日までに事業者に申し出るものとします。
- 2 契約者が、利用期日に利用の中止を申し出た場合は、重要事項説明書に定める所定の取消料を事業者にお支払いいただく場合があります。但し契約者の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。
- 3 事業者は、第1項に基づく契約者からのサービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所が満員で契約者の希望する日にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日を契約者に提示して協議するものとします。

第8条（利用料金の変更）

- 1 第6条第1項に定めるサービス利用料金について、介護給付費体系の変更があった場合、事業者は当該サービスの利用料金を変更することができるものとします。
- 2 第6条第2項及び第3項に定めるサービス利用料金については、経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、事業者は、契約者に対して、変更を行う日の2か月前までに説明をした上で、当該サービス利用料金を相当な額に変更することができます。
- 3 契約者は、前項の変更に同意することができない場合には、本契約を解約することができます。

第3章 事業者の義務

第9条（事業者及びサービス従事者の義務）

- 1 事業者及びサービス従事者は、サービスの提供にあたって、契約者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮するものとします。
- 2 事業者は契約者の体調・健康状態からみて必要な場合には、事業所の医師又は看護職員もしくは主治医と連携し、契約者からの聴取・確認の上でサービスを実施するものとします。
- 3 事業者は、契約者に対する地域密着型通所介護・介護予防通所介護サービスの提供について記録を作成し、それを保険給付支払い日から5年間保管し、契約者もしくはその代理人の請求に応じてこれを閲覧させ、複写物を交付するものとします。
- 4 事業者は、サービス提供時において、契約者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医への連絡を行う等の必要な措置を講じるものとします。

第 10 条 (守秘義務等)

1 事業者及びサービス従事者又は従業員は、地域密着型通所介護・介護予防通所介護サービスを提供する上で知り得た契約者又はその家族等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩しません。この守秘義務は、本契約が終了した後も継続します。

※別紙あり（個人情報開示同意書）

2 事業者は、契約者に医療上、緊急の必要性がある場合には、医療機関等に契約者に関する心身等の情報を提供できるものとします。

3 前 2 項にかかわらず、契約者に係る他の居宅介護支援事業者等との連携を図るなど正当な理由がある場合には、その情報が用いられる者の事前の同意を文書により得た上で、契約者又は契約者の家族等の個人情報を用いることができるものとします。

第 4 章 契約者の義務

第 11 条 (契約者の施設利用上の注意義務等)

1 契約者は、事業所の施設、設備、敷地をその本来の用途に従って、利用するものとします。

2 契約者は、事業所の施設、設備について、故意又は重大な過失により滅失、破損、汚損もしくは変更した場合には、自己の費用により原状に復するか、又は相当の代価を支払うものとします。

3 契約者の心身の状況等により特段の配慮が必要な場合には、契約者及びその家族等と事業者との協議により、施設、設備の利用方法等を決定するものとします。

第 5 章 損害賠償（事業者の義務違反）

第 12 条 (損害賠償責任)

1 事業者は、本契約に基づくサービスの実施に伴って、自己の責に帰すべき事由により契約者に生じた損害について賠償する責任を負います。第 10 条に定める守秘義務に違反した場合も同様とします。

但し、契約者に故意又は過失が認められる場合には、契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、損害賠償責任を減じができるものとします。

2 事業者は、前項の損害賠償責任を速やかに履行するものとします。

第13条（損害賠償がなされない場合）

事業者は、自己の責に帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。とりわけ以下の各号に該当する場合には、事業者は損害賠償責任を免れます。

- 1 契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもっぱら起因して損害が発生した場合
- 2 契約者が、サービスの実施にあたって必要な事項に関する聴取・確認に対して故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもっぱら起因して損害が発生した場合
- 3 契約者の急激な体調の変化等、事業者の実施したサービスを原因としない事由にもっぱら起因して損害が発生した場合
- 4 契約者が、事業者もしくはサービス従事者の指示・依頼に反して行った行為にもっぱら起因して損害が発生した場合

第14条（事業者の責任によらない事由によるサービスの実施不能）

事業者は、本契約の有効期間中、地震・噴火等の天災その他自己の責に帰すべからざる事由によりサービスの実施ができなくなった場合には、契約者に対して既に実施したサービスを除いて、所定のサービス利用料金の支払いを請求することはできないものとします。

第6章 契約の終了

第15条（契約の終了事由、契約終了に伴う援助）

1 契約者は、以下の各号に基づく契約の終了がない限り、本契約に定めるところに従い事業者が提供するサービスを利用することができるものとします。

- (1) 契約者が死亡した場合
 - (2) 要介護認定により契約者の心身の状況が自立と判定された場合
 - (3) 事業者が解散命令を受けた場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
 - (4) 施設の滅失や重大な毀損により、サービスの提供が不可能になった場合
 - (5) 事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
 - (6) 第16条から第18条に基づき本契約が解約又は解除された場合
- 2 事業者は、前項第一号を除く各号により本契約が終了する場合には、契約者の心身の状況置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うよう努めるものとします。

第16条（契約者からの中途解約）

- 1 契約者は、本契約の有効期間中、本契約を解約することができます。この場合には、契約者は契約終了を希望する日の7日前までに事業者に通知するものとします。
- 2 契約者は、以下の事項に該当する場合には、本契約を即時に解約することができます。
 - (1) 第8条第3項により本契約を解約する場合
 - (2) 契約者が入院した場合
 - (3) 契約者に係る居宅サービス計画（ケアプラン）が変更された場合

第17条（契約者からの契約解除）

契約者は、事業者もしくはサービス従事者が以下の事項に該当する行為を行った場合には、本契約を解除することができます。

- 1 事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める通所介護サービスを実施しない場合
- 2 事業者もしくはサービス従事者が第10条に定める守秘義務に違反した場合
- 3 事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失により契約者の身体・財物・信用等を傷つけ又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- 4 他の利用者が契約者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

第18条（事業者からの契約解除）

事業者は、契約者が以下の事項に該当する場合には、本契約を解除することができます。

- 1 契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- 2 契約者による、第6条第1項から第3項に定めるサービス利用料金の支払いが3か月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- 3 契約者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

第19条（精算）

第15条第1項第二号から第六号により本契約が終了した場合において、契約者が、すでに実施されたサービスに対する利用料金支払義務及び第11条第2項（原状回復の義務）その他の条項に基づく義務を事業者に対して負担しているときは、契約終了日から1週間以内に精算するものとします。

第7章 その他

第20条（苦情処理）

事業者は、その提供したサービスに関する契約者等からの苦情に対して、苦情を受け付け
る窓口を設置して適切に対応するものとします。

第21条（協議事項）

本契約に定められていない事項について問題が生じた場合には、事業者は介護保険法その
他諸法令の定めるところに従い、契約者と誠意をもって協議するものとします。

第22条（介護予防・日常生活支援総合事業実施の際の読み替え）

利用者の保険者である市町村が介護保険法第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）を実施する場合においては、本契約に「介護予防通所介護」とあるのは、「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備に関する法律（平成26年法律第83号）第5条の規定による改正前の法における介護予防通所介護に相当するサービスとして、総合事業において実施される通所型サービス」と読み替えるものとする。

第23条（裁判管轄）

この契約に関してやむを得ず訴訟となる場合は、利用者および事業者は福岡地方裁判所
または福岡簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄とすることを予め合意します。

【別紙】

個人情報開示同意書

1、収集した個人情報の取り扱いについて

事業者及びサービス従事者又は従業員は、サービスを提供する上で知り得たご利用者様又はご利用者様の家族等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩しません。この守秘義務は、サービス利用終了後も継続します。

2、個人情報の第三者への提供について

前1項にかかわらず、ご利用者様に係る他の介護サービス事業者、または、緊急時等かかりつけ医や搬送先など医療関係者と連携を図るなど、正当な理由がある場合には情報を提供できるものとします。

3、個人情報の開示について

弊社が保有するご利用者様の情報について、開示を請求することができます。

4、個人情報の提供について同意の確認

ご利用者様及びご家族様より署名欄に署名して頂いた事で、上記1～3について、ご利用者様及びご家族から同意を得たものとします。

以上

サービスを利用するにあたり、重要事項の説明を受け同意し、上記のとおり契約を締結します。また、第10条に規定する守秘義務等について同意します。

上記の契約を証するため、本書2通を作成し、契約者、事業者が記名捺印のうえ各1通を保有するものとします。

令和 年 月 日

(事業者) 住所 福岡県田川市大字杣 2085-10
 株式会社 SKY
氏名 代表取締役 佐々木 一成 印

(事業所) 住所 福岡県飯塚市川津 193-1
デイサービスセンターあいあい川津
氏名 管理者 白石 由貴 印

(利用者) 住所

氏名 印

※□家族 □署名代行人 □代理人 (該当するものにレ)

住所

氏名 _____ 印

利用（契約）者との関係（ ）

※□家族 □署名代行人 □代理人 (該当するものにレ)

住所

氏名 _____ 印 _____

利用（契約）者との関係（ ）

あいあい「地域密着型通所介護 介護予防通所介護」重要事項説明書

株式会社 SKY

デイサービスセンター あいあい川津

当事業所は介護保険の指定を受けています。

(福岡県指定 第4071802039)

当事業所はご契約者に対して地域密着型通所介護・介護予防通所介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

※当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要支援」「要介護」と認定された方が対象となります。

◇◆目 次◆◇

1. 事業者
2. 事業所の概要
3. 事業実施地域及び営業時間
4. 職員の配置状況
5. 当事業所が提供するサービスと利用料金
6. 苦情の受付について

1. 事業者

- | | |
|-----------|--------------------|
| (1) 法人名 | 株式会社 SKY |
| (2) 法人所在地 | 福岡県田川市大字糸糸 2085-10 |
| (3) 電話番号 | 0947-44-3848 |
| (4) 代表者氏名 | 代表取締役 佐々木 一成 |
| (5) 設立年月日 | 平成 16 年 12 月 2 日 |

2. 事業所の概要

- | | |
|------------|--|
| (1) 事業所の種類 | 指定通所介護事業所・平成 20 年 7 月 1 日指定
指定介護予防通所介護事業所・平成 20 年 7 月 1 日
福岡県 第 4071802039 号 |
|------------|--|

※当事業所は、以下の加算対象サービスを実施しています。

- ①個別機能訓練（地域密着型通所介護）②サービス提供体制強化加算
③介護職員等処遇改善加算Ⅱ

(2) 事業所の目的	高齢者の自立支援と生きがい対策
(3) 事業所の名称	デイサービスセンター あいあい川津
(4) 事業所の所在地	福岡県飯塚市川津 193-1
(5) 電話番号	0948-26-8255
(6) 事業所長（管理者）	氏名 白石 由貴
(7) 開設年月	平成 20 年 7 月 1 日
(8) 利用定員	1 部 (10 名) 2 部 (10 名)

3. 事業実施地域及び営業時間

- (1) 通常の事業の実施地域 飯塚市・嘉麻市

(嘉麻市については第 1 号通所介護事業のみ)

- (2) 営業日及び営業時間

営業日	月～土曜日
営業時間	月～土曜日 8 時 30 分～17 時 00 分
サービス提供時間	月～土曜日 1 部 9 時 00 分～12 時 00 分
	月～土曜日 2 部 13 時 15 分～16 時 15 分

但し、12 月 29 日～翌年 1 月 3 日までを除く。

4. 職員の配置状況

当事業所では、ご契約者に対して指定通所介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

〈主な職員の配置状況〉※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	指定基準
1. センター長（管理者）	1 名
2. 介護職員	1 名
3. 生活相談員	1 名
4. 看護職員	0 名
5. 機能訓練指導員	1 名

5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご契約者に対して以下のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、

- | |
|---------------------------|
| (1) 利用料金が介護保険から給付される場合 |
| (2) 利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合 |

があります。

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス

以下のサービスについては、利用料金の7~9割が介護保険から給付されます。

〈サービスの概要〉

- ① 排泄ご契約者の排せつの介助を行います。
- ② 個別機能訓練（作業療法士等により、適宜実施しています。）
 - ・個別機能訓練サービスは、専従の機能訓練指導員により個別のリハビリを主とし、ご契約者の心身等の状況に応じて、生活機能の維持・向上を図り、住み慣れた地域で居宅において可能な限り自立して暮らし続けることを達成するため、個別機能訓練計画を作成し、訓練を実施します。（地域密着型通所介護）
- ③ サービス提供体制強化加算・通所型独自サービス提供体制強化加算
職員の介護福祉士の有資格者の割合や勤続年数から、質の高いサービスを提供する体制にある事業所を評価する加算です
- ④ 介護職員等処遇改善加算Ⅱ
介護職員等処遇改善加算は、介護サービスに従事する介護職員の確保・定着につなげていくため、賃金改善に充てる目的に創設されたもので、従来の処遇改善加算、特定処遇改善加算、ベースアップ加算を一本化して、料率を変更したものです。

〈サービス利用料金（サービス利用に係る自己負担額）〉

ご契約者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額（自己負担額）をお支払い下さい。別添の料金表に示す金額（自己負担額）をお支払い下さい。

☆本人のサービス利用状況によって利用者負担分は変わります。

☆その他実費費用を徴収する場合もあります。

☆ご契約者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要支援1・2又は要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。また、居宅サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆ご契約者に提供する食事の材料に係る費用は別途いただくことがございます。（下記

（2）①参照

☆介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。

（2）介護保険の給付対象とならないサービス

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

〈サービスの概要と利用料金〉

①レクリエーション、クラブ活動

ご契約者の希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加していただくことができます。

利用料金：材料代等の実費をいただくことがございます。

②日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金等ご契約者の日常生活に要する費用でご契約者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用を負担いただきます。

おむつ代：実費

☆経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う 2か月前までにご説明します。

(3) 利用料金のお支払い方法

前記（1）、（2）の料金・費用は、1ヶ月ごとに計算し、ご請求しますので、以下の金融機関口座からの自動引き落として、翌月 20 日（土曜、日曜、祝日の場合は翌営業日）に指定口座より引き落としとなります。（1ヶ月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。）

金融機関口座からの自動引き落とし
西日本シティ銀行、福岡銀行、ゆうちょ銀行、飯塚信用金庫、嘉穂農協

(4) 利用の中止、変更、追加

○利用予定日の前に、ご契約者の都合により、地域密着型通所介護・介護予防通所介護サービスの利用を中止又は変更することができます。この場合にはサービスの実施日の前日までに事業者に申し出ください。

○利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取消料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。但しご契約者の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。

利用予定日の前日までに申し出があった場合	無料
利用予定日の前日までに申し出がなかった場合	当日の利用料金の 50% (自己負担相当額)

○サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況により契約者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を契約者に提示して協議します。

6. 苦情の受付について

(1) 当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口（担当者） 管理者 白石 由貴

住所：福岡県飯塚市川津 193-1

電話番号：0948-26-8255

FAX 番号：0948-26-8258

受付時間 毎週 月曜日～土曜日 10:00～16:00

○福岡国民健康保険団体連合会

住所：福岡県福岡市博多区吉塚本町 13 番 47 号

電話番号：092-642-7859

FAX 番号：092-642-7856

受付時間 8:30～17:00 毎週月曜日～金曜日（土、日、祝祭日を除く）

○飯塚市役所 高齢介護課

住所：福岡県飯塚市新立岩 5 番 5 号

電話番号：0948-22-5500

FAX 番号：0948-25-6214

受付時間 8:30～17:00 毎週月曜日～金曜日（土、日、祝祭日を除く）

○嘉麻市役所 高齢者介護課

住所：福岡県嘉麻市岩崎 1180 番地 1 号

電話番号：0948-42-7432

FAX 番号：0948-42-7093

受付時間 8:30～17:00 毎週月曜日～金曜日（土、日、祝祭日を除く）

7. 第三者評価の実施の有無

介護保険サービスに係る基準通知の改正により、サービスの提供の開始にあたって、あらかじめ利用申込者又はその家族に対して「第三者評価の実施の有無」「実施した評価機関の名称」「評価結果の開示状況」を記載することとなっています。当施設は第三者評価を行っておりません。あらかじめご了承ください

8. 料金表(別紙参照)

令和 年 月 日

指定地域密着型通所介護・予防通所介護サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

デイサービスセンターあいあい川津

説明者職名 管理者 白石 由貴 印

私は、本書面に基づいて事業者からの重要事項の説明を受け、より良い介護サービス実施のため、サービス担当者会議で利用者並びに家族の情報を用いるほか、医療機関・居宅介護事業者等への情報の提供を含め、指定地域密着型通所介護・予防通所介護サービスの提供開始に同意しました。

(利用者) 住所 _____

氏名 _____ 印

※□家族 □署名代行人 □代理人 (該当するものにレ)

住所 _____

氏名 _____ 印

利用(契約)者との関係()

※□家族 □署名代行人 □代理人 (該当するものにレ)

住所 _____

氏名 _____ 印

利用(契約)者との関係()

<重要事項説明書付属文書>

1. 事業所の概要

- (1) 建物の構造 鉄骨コンクリート造
- (2) 事業所の周辺環境 県道沿いで、交通の便の良い所です。

2. 職員の配置状況

〈配置職員の職種〉

- 介護職員**…ご契約者の日常生活上の介護並びに健康保持のための相談・助言等を行います。
- 生活相談員**…ご契約者の日常生活上の相談に応じ、適宜生活支援を行います。
- 看護職員**…ご契約者の健康管理、健康上の相談に応じ、適宜指導を行います。
- 機能訓練指導員**…理学療法士等で機能訓練をしております。

3. サービス提供における事業者の義務（契約書第9条、第10条参照）

当事業所では、ご契約者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ①ご契約者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。
- ②ご契約者の体調、健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携のうえ、ご契約者から聴取、確認します。
- ③ご契約者に提供したサービスについて記録を作成し、5年間保管するとともに、ご契約者又は代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
- ④ご契約者へのサービス提供時において、ご契約者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合には、速やかに主治医への連絡を行う等必要な処置を講じます。
- ⑤事業者及びサービス従事者又は従業員は、サービスを提供するにあたって知り得たご契約者又はご家族等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません。（守秘義務）
ただし、ご契約者に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関等にご契約者の心身等の情報を提供します。
また、ご契約者との契約の終了に伴う援助を行う際には、あらかじめ文書にて、ご契約者の同意を得ます。

4. サービスの利用に関する留意事項

(1) 施設・設備の使用上の注意（契約書第11条参照）

- ①施設、設備、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。
- ②故意に、又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、ご契約者に自己負担により原状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。
- ③当事業所の職員や他の利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。

(2) 喫煙

事業所内の喫煙スペース以外での喫煙はできません。

5. 損害賠償について（契約書第12条、第13条参照）

当事業所において、サービスの提供中に事故が発生した場合は、お客様がお住まいの市町村、ご家族、居宅介護支援事業所等に連絡いたします。

また、当事業所の介護サービス提供中に賠償すべき事故が発生した場合は、すみやかに損害賠償いたします。なお、当事業所はあいおいニッセイ同和損害保険と損害賠償保険契約を結んでおります。守秘義務に違反した場合も同様とします。

ただし、その損害の発生について、契約者に故意又は過失が認められる場合には、契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

6. サービス利用をやめる場合（契約の終了について）

契約の有効期間は、契約締結の日から契約者の要介護認定の有効期間満了日までですが、契約期間満了の2日前までに契約者から契約終了の申し入れがない場合には、契約は更に同じ条件で更新され、以後も同様となります。

契約期間中は、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当事業所との契約は終了します。（契約書第15条参照）

- ①ご契約者が死亡した場合
- ②要介護認定によりご契約者の心身の状況が自立と判定された場合
- ③事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
- ④施設の滅失や重大な毀損により、ご契約者に対するサービスの提供が不可能になった場合
- ⑤当事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑥ご契約者から解約又は契約解除の申し出があった場合（詳細は以下をご参照下さい。）

(⑦事業者から契約解除を申し出た場合（詳細は以下をご参照下さい。）

(1) ご契約者からの解約・契約解除の申し出（契約書第16条、第17条参照）

契約の有効期間であっても、ご契約者から利用契約を解約することができます。

その場合には、契約終了を希望する日の7日前（※最大7日）までに申し出ください。

ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除することができます。

- ①介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ②ご契約者が入院された場合
- ③ご契約者の「居宅サービス計画（ケアプラン）」が変更された場合
- ④事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める通所介護サービスを実施しない場合
- ⑤事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
- ⑥事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失によりご契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ⑦他の利用者がご契約者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

(2) 事業者からの契約解除の申し出（契約書第18条参照）

以下の事項に該当する場合には、本契約を解除させていただくことがあります。

- ①ご契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ②ご契約者による、サービス利用料金の支払いが3か月以上（※最低3か月）遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- ③ご契約者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

(3) 契約の終了に伴う援助（契約書第15条参照）

契約が終了する場合には、事業者はご契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うよう努めます。

7. サービス提供における事業者の義務（契約書第12条、第13条参照）

当事業所では、ご契約者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ①ご契約者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します
- ②ご契約者の体調、健康状態からみて必要な場合には、ご契約者又はその家族等から聴取、確認します。
- ③サービスの提供にあたって、緊急時の連絡先として主治医を確認するなど、医師・医療機関への連絡体制の確保に努めます。
- ④ご契約者に提供したサービスについて記録を作成し、5年間保管するとともに、ご契約者又は代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
- ⑤サービス実施時に、ご契約者に病状の急変等が生じた場合は、速やかに主治医への連絡を行う等の必要な措置を講じます。
- ⑥事業者及びサービス従事者又は従業員は、サービスを提供するにあたって知り得たご契約者又はご家族等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません。（守秘義務）
ただし、ご契約者に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関等にご契約者の心身等の情報を提供します。